

序 章 都市計画GIS標準化ガイドライン(案)について

本書は、都市計画GISの必要性の検討ならびにコード体系、品質、メタデータ等の定義について「都市計画GIS標準化ガイドライン(案)」としてとりまとめたものである。

平成11年編集の「都市計画GISカタログ」の内容を拡充するとともに、平成11年度における委員会の成果を踏まえてデータの品質及びメタデータに関する内容を加え、新たに「都市計画GIS標準化ガイドライン(案)」として改訂するものである。

本書の標準化に関する基本的取り決めについては、政府の「地理情報標準」に従うものの、GISの標準化は、ISO(国際標準化機構)や官民連帯共同研究「GISの標準化」において日々検討が加えられている。標準化は時間がかかりまた時代とともに変化するものであり、時点時点の仕様をできるだけタイムリーに提示することがむしろ全体のロスを少なくする。こうした委員会の考え方にもとづき、本ガイドラインを示すものである。

序-1 目的と位置づけ

「国土空間データ基盤の整備及びGISの普及の促進に関する長期計画」にもとづき、GISの標準化へ対応を図る必要がある。ISOや国内の標準化委員会における議論は進展中であるが、各情報分野ごとに基本的な対応の準備が必要である。都市計画の分野では、用途地域などについては印刷時の色指定(マンセル)や彩色時の色番号(ポリカラー)などの統一化を国が主導しているが、都市計画のコード体系など基本的な情報化の準備は行われていなかった。

本書は、カタログ、メタデータ(データの所在や品質を記述するデータ)、品質記述の方法をとりまとめたものであるが、今後、ISOなどの動向に準じさらに拡充を図っていくことが必要である。

また、行政情報化の対応として情報通信ネットワークの整備の進展に伴い、情報の共有を確保するための標準化が課題となっている。都市計画関連分野においても、先進的な自治体ではGIS等の整備がそれぞれ進められているが、これらのシステムをより有効に活用するための情報共有化への対処が必要となってきている。行政のもつ情報をデジタル化するにあたって、コード体系やSGMLあるいはXMLで使用する際のタグ名など(SGMLは、ISOが定めた文書構造を簡単なマークで記述する文法、XMLはそれを簡略化して利用できるように拡張した文法)の統一化を図ることが求められている。本書は、このような都市計画GISの標準化にあたって、ガイドラインとしての役割を果たすことを目的としている。

序－２ 検討調査委員会

検討調査委員会は、地方公共団体における都市計画GISの実現のための課題と解決の方策について、標準化と有効利用の２つの観点からワーキングを設置し検討を行っている。

①品質ワーキング（部会長：柴崎 亮介 東京大学教授）

地方公共団体単位で整備、保管されている都市計画関連分野の情報の共有化を図るため品質定義を中心に、コード体系の統一化、所在情報データ（メタデータ）の標準仕様の作成等について検討する。

②利用検討ワーキング（部会長：越澤 明 北海道大学教授）

都市計画情報のGISについて地方公共団体における利用現状を把握し、整備された情報の有効活用を図るため利活用の事例を調査分析し、その必要性や課題等について検討する。

平成11年度	都市計画GISの標準化及び活用等に関する検討調査委員会	
委員長	岡部 篤行	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻科教授
委員	越澤 明	北海道大学大学院工学研究科都市環境工学専攻教授
委員	柴崎 亮介	東京大学空間情報科学研究センター教授
委員	室町 泰徳	東京大学工学部附属総合試験所建築方面研究室助教授
委員	寺木 彰浩	建設省建築研究所第六研究部都市防災構造研究室主任研究員
委員	市田 猛史	札幌市企画調整局計画部都市計画課長
委員	野沢 省一	宇都宮市都市開発部都市計画課長
委員	杉崎 一男	相模原市都市計画部都市計画課長
委員	小出 和郎	(株)都市環境研究所 代表取締役
委員	今井 修	国土空間データ基盤推進協議会 事務局長代理
事務局	森 秀毅	建設省都市局都市計画課都市交通調査室課長補佐
	高柳百合子	建設省都市局都市計画課都市交通調査室係長
	福田 勝久	財団法人国土計画協会部長
	笹川 正	財団法人国土計画協会客員研究員

序ー3 活用方法

本書「都市計画GIS標準化ガイドライン（案）」は、地方自治体が都市計画情報に関する空間データ作成を発注する際の参考に活用することを想定している。都市計画GISデータの整備とそれによるGISの普及においては、効率的整備、流通、有効活用を考慮する必要がある。その観点に立ち、本書では、政府標準である「地理情報標準 第1版」とあわせ、都市計画GISに固有な定義が必要となる品質、カタログ、メタデータについて標準となる「仕様書」を記述するためのガイドラインとして使用されることを考慮している。

（1）品質

データ作成の発注にあたり、作成するデータの品質を決定しなければならない。データの品質は、本書を活用し、利用目的に照らし合わせた品質レベルを決定すれば、作成するデータの品質を定義することができ、この品質定義に従ったデータの作成を委託することができる。

また、作成されたデータは、要求品質を満たしているかを確認しなければならない。これらの確認方法についても、発注した品質レベルに該当する品質検査方法を実施することにより、利用目的に適合するデータであるかを判断することができる。

（2）カタログ

カタログとは、作成する都市計画GISデータの項目名称、定義、分類コード、データ項目ごとの点、線、面などのデータ構造、付加する属性の内容・コードなどについて取り決めたものである。本書を活用することにより、「何の」データを「どのような形」で作成するのかを示すことができる。

（3）メタデータ

メタデータとは、空間データの種類、特性、品質、入手方法などの属性情報を詳細に示した情報である。データ整備主体が自ら整備したデータを管理するとともに、特に利用者が利用したいデータの有無及び利用目的に合致しているかを判断するための情報を提供するものであり、不必要な重複投資を回避するために極めて重要な情報である。本書を活用することにより、都市計画GISの情報を管理し、共有化するために有用なメタデータを記述することができる。なお、広義には、カタログもメタデータの一部と捉えられるが、本書においては、メタデータを特に利用者が利用したいデータの有無及び利用目的に合致しているかを判断するための情報を提供する情報と捉え、（2）のカタログと区分して記述している。

